

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>入管法等改正法の施行 に伴う内閣府令等 の改正案について</p>	<p>平成24年6月7日 総務課 生活安全企画課 刑事企画課 交通企画課</p>
<p>1 趣旨</p> <p>入管法等改正法の施行に伴い、内閣府令（8件）及び国家公安委員会規則（14件）について意見公募手続を実施した結果を踏まえ、許可申請書等の添付書類の変更など所要の改正を行う等するもの。（平成24年7月9日施行）</p> <p>2 提出された意見及びそれに対する当庁の考え方</p> <p>(1) 許可申請書等の添付書類の変更について</p> <p>○ 住民票が作成されない短期滞在者が申請できなくなるのではないか。</p> <p>【当庁の考え方】</p> <p>短期滞在者が許可申請等を行うことは基本的に想定していない。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の改正について</p> <p>○ 風俗営業者等が外国人である接客従業者の生年月日、国籍等を確認するためによるべき書類として、住民票の写しも加えて規定すべき。</p> <p>【当庁の考え方】</p> <p>人身取引防止の観点から、外国人については顔写真が貼付された身分証明書を用いることとしている。</p> <p>3 経過措置</p> <p>風俗営業者等が外国人である接客従業者の生年月日、国籍等の確認に用いる書類として、一定の期間廃止前の外国人登録法に基づいて交付された外国人登録証明書を認める等の経過措置を設ける。</p> <p>4 その他</p> <p>入管法等改正法の施行に伴い、下記の国家公安委員会告示及び訓令についても所要の改正を行う。（平成24年7月9日施行）</p> <p>○ 国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針</p> <p>○ 留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令</p>		

1 拳銃使用事案（大阪府警察）

(1) 逮捕日時・場所

平成24年6月5日（火）午前3時05分
大阪市淀川区 路上

(2) 関係警察官

大阪府淀川警察署地域課 巡査部長 26歳

(3) 被疑者

甲	47歳	（運転席）
乙	47歳	（助手席）

(4) 事案概要

- 平成24年6月5日（火）午前2時45分ころ、当該警察官等がパトカーで警ら中、飲食店駐車場において不審車両を発見。職務質問のため近づいたところ逃走。
- 当該不審車両は、追跡するパトカーに対し執拗に体当たりするなどしつつ、約15キロメートルにわたり逃走を継続。
- 当該警察官等は、当該不審車両の前方にパトカーを回りこませることにより停車させようとしたが、なおも車体をパトカーに衝突させて逃走を企図。
- 降車した当該警察官は、警告しながら拳銃を構え、さらに警告を繰り返した後に当該不審車両のタイヤ付近に向け発砲。
- しかしながら、今度は当該警察官に向け車両を進行させようとしたため、当該警察官は身の危険を感じ、身をかわしつつ運転者に向け発砲。
- 間もなく当該不審車両はパトカーに衝突して停車。車内にいた被疑者甲を殺人未遂・公務執行妨害罪、被疑者乙を公務執行妨害罪で逮捕したが、被疑者甲については、搬送先の病院で死亡を確認。

2 拳銃奪取事案（兵庫県警察）

(1) 逮捕日時・場所

平成24年6月5日（火）午前7時18分
神戸市西区 被疑者方

(2) 被疑者

38歳

(3) 関係警察官

兵庫県神戸西警察署地域課 巡査部長 52歳

(4) 事案概要

平成24年6月5日（火）午前7時15分ころ、当該警察官が警ら中、被疑者から「ガス、ガス」と呼び止められ、同人宅に入った際、いきなり背後から襲われ拳銃を奪取された。
当該警察官は、直ちに拳銃を奪い返し、被疑者を強盗罪で逮捕。

公安委員会 説明資料No. 3	オウム真理教関係特別手配 被疑者の逮捕等について（警視庁）	平成24年6月7日 捜査第一課 刑事企画課
--------------------	----------------------------------	-----------------------------

1 被疑者

住居 神奈川県相模原市

職業 自称 会社員
 菊地 直子 40歳

2 被疑者の逮捕

逮捕日時 平成24年6月3日（日）午後10時15分

逮捕罪名 殺人及び殺人未遂

3 事案の概要

被疑者は、教団代表ほか多数の者と共謀して、平成7年3月20日、都内地下鉄3路線を走行中の電車内において、サリンを発散させ、12名をサリン中毒による神経障害等により死亡させて殺害するとともに、5,553名を同種症状等による傷害を負わせたが、殺害の目的を遂げなかったもの。

4 捜査の経過

- (1) 本事件について、平成7年5月17日、被疑者を全国に指名手配し、さらに同月22日、警察庁指定特別手配とした。
- (2) 平成11年10月以降、私的団体による懸賞金（200万円）、さらに平成22年11月以降、捜査特別報奨金（300万円。24年2月以降800万円）の対象事件となった。
- (3) 平成24年6月3日、情報提供者からの情報に基づき捜査員が被疑者を確保し、任意同行後に通常逮捕したもの。
- (4) 6月3日、警視庁築地警察署に特別捜査本部を再開設。
- (5) 被疑者の同居人（41歳）についても、6月3日に出頭し、翌4日、犯人蔵匿で通常逮捕した。
- (6) 被疑者菊地直子の写真（全身像）を6月4日公開するとともに（別添参照）、警察庁において同人の逃亡実態の解明を全国警察に指示した。

5 追跡捜査の徹底

残るオウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者高橋克也について、同人の可能性の高い人物の写真を6月6日公開するとともに（別添参照）、警察庁において同人の検挙に向けた捜査の徹底を全国警察に指示した。

（※ 別添省略）

公安委員会	中国大使館員による外国人登録	平成24年6月7日
説明資料No. 4	虚偽申請事件について	外事課

1 送致日

平成24年5月31日（木）

2 被疑者

在日本中国大使館元一等書記官（45歳）

3 事案の概要

被疑者は、平成19年7月30日に「外交」の在留資格で日本に入国し、以降、在日本中国大使館で勤務していたが、過去に「教授」の在留資格で外国人登録をしていたことを奇貨として、平成20年4月10日、同登録事項の確認申請時に外交官の身分を隠して、職業等に係る内容虚偽の申請書を区役所の係員に提出し、公正証書の原本である外国人登録原票に不実の記載をさせた上、同所にこれを備え付けさせて行使したものの。

4 罪名・罰条

(1) 外国人登録法違反（虚偽申請）

同法第18条第1項第2号（1年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金）

(2) 公正証書原本不実記載・同行使罪

刑法第157条第1項、同第158条（5年以下の懲役又は50万以下の罰金）

1 被害状況（6月6日現在。以下同じ。）
死者：15,861人、行方不明者：3,018人、負傷者：6,107人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約99,200人の警察官を派遣。
- 約4,350人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,840人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約 500人（福島のみ）
- 被災3県情報通信部への職員派遣については、10人体制で継続。

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 27,600人	約 36,800人	約 34,800人	約 99,200人
人・日(延べ)	約261,000人	約340,400人	約356,800人	約958,200人

4 主な災害警備活動等

○ 行方不明者の捜索活動等

- ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約60人、福島県警察では約60人の体制（3県警察とも自県体制のみ）で捜索活動を継続。
- ・ 5月14日、福島県警察では、警察本部長以下約300人、海保、県水産部（調査船2隻）、消防等約200人の合計500人体制で一斉捜索を合同で実施。
- ・ 岩手県警察及び宮城県警察では、関係機関と調整の上、合同での一斉捜索を実施。

○ 福島第一原子力発電所周辺における警察活動等

- ・ 特別警備隊等特別派遣部隊約500人体制で、警戒区域、計画的避難区域等における検問、警戒及び福島第一原子力発電所周辺における重点パトロール等を実施。
- ・ 5月14日、特別警備隊の宿泊施設付近で発生したホテル火災に際し、事案を認知するや中隊長以下20名が現場に臨場し、宿泊客の避難誘導や交通整理に従事し、宿泊客等を無事に避難。
- ・ 特別警ら隊、地域警察特別派遣部隊等による警戒・警ら活動、各自治体の防犯パトロール隊等との合同パトロール、防犯カメラの運用等のほか、除染やインフラ復旧作業等の発注者に対し、受注業者に対する防犯指導を要請するなどの防犯対策を実施。

○ 身元確認

警察官約60人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,500体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約98%）。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、特別出向者を含む地元県警察による警戒・警ら活動を実施。
被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を福島県に派遣し、機動力を活かしたよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を実施。

1 経緯

- 平成23年2月24日、警察庁情報技術解析課が、沖縄県沖縄警察署から、米空軍関係者に係る殺人事件（主犯については米国で裁判の結果、有罪判決）の証拠品である海中に水没した携帯電話機の鑑定嘱託を受理。
- 情報技術解析課技術センターにおいて、米空軍特別捜査官の立会いの下、鑑定作業を実施して、困難な条件ではあったが、データの抽出及び可視化に成功。
- 本年5月10日、本犯罪捜査への貢献により、担当した係長に対して感謝状の贈呈がなされたもの。

2 鑑定作業内容等

(1) 嘱託内容

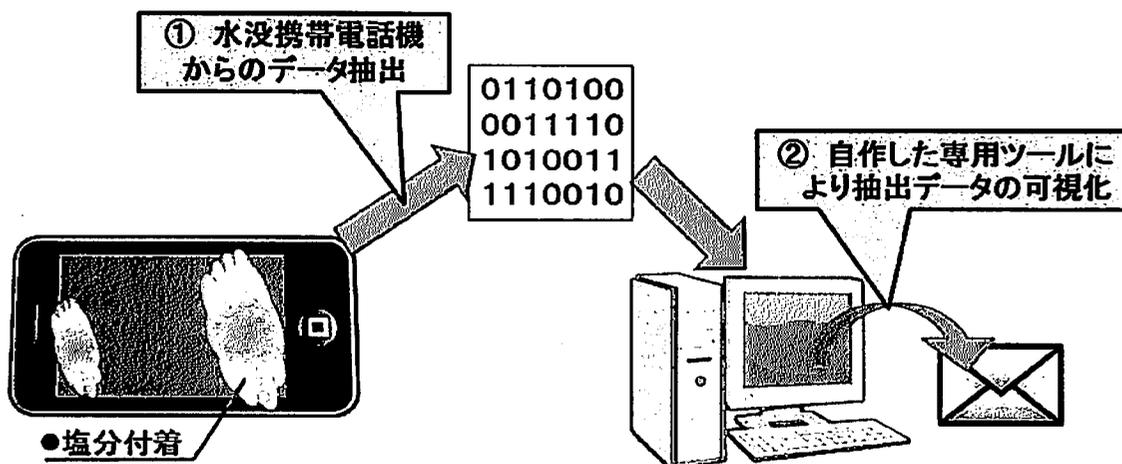
海中に水没した携帯電話機からのデータ抽出

(2) 作業期間

概ね40日間

(3) 主な作業内容

- ① 水没携帯電話機からのデータ抽出
 - ・海水に浸ったため塩分が付着していたことから起動は不可
- ② 自作した専用ツールにより抽出データの可視化
 - ・可視化するためのツール（プログラム）開発が必要



3 その他

海外の機関から、情報技術解析の分野で感謝状を受けるのは今回初。